

岡崎市動物行政推進計画

**～人と動物が共生したより良い社会を目指して～
令和3年4月【令和8年4月改定】**

岡 崎 市

岡崎市動物行政推進計画

目次

第1章 本市における動物行政の基本的考え方	1
1. 動物行政推進計画策定の背景と位置づけ	1
2. 動物行政の推進に向けて	4
3. 人と動物が共生したより良い社会を目指して	5
4. 計画期間	5
5. 計画の点検・見直し	5
第2章 現状及び今後の施策展開の方向	6
1. 愛護動物の適正飼養の推進	6
■体系全体	6
■指標の推移	7
■動物の愛護及び管理に関する取組み	7
1-1 動物愛護精神の普及啓発	7
1-2 適正飼養の推進	8
1-3 学校飼育動物に対する取組み	11
1-4 犬・猫の処分数減少への取組み	12
1-5 犬の登録と狂犬病予防注射実施の徹底	13
1-6 動物取扱業者・特定動物飼養施設・実験動物飼養施設の監視指導	14
1-7 災害に対する取組み	15
2. 地域に根差した畜産の振興	17
■体系全体	18
■指標の推移	18
■産業動物に関する取組み	19
2-1 防疫体制の強化	19
2-2 生産物の品質向上と安定供給の推進	20
2-3 資源の有効利用と環境配慮	21
2-4 災害に対する取組み	22
3. 動物園の社会的役割の遂行	23
■体系全体	23
■指標の推移	24
■動物園に関する取組み	24
3-1 動物種保存の貢献	24

3-2 楽しく学ぶことができる教育・環境教育の充実	25
3-3 調査・研究への貢献	26
3-4 レクリエーションの場の提供	27
3-5 災害時の対応	28
4. 野生動物と共生した社会の実現	30
■体系全体	30
■指標の推移	30
■野生動物に関する取組み	31
4-1 人と動物との関係を楽しみながら学習する場の提供	31
4-2 動物生息環境の整備	31
4-3 野生動物の保護	33
4-4 農作物被害の減少対策	33
4-5 特定外来生物及び大型動物に対する生活被害の対策	35
語句説明	36

第1章 本市における動物行政の基本的考え方

1. 動物行政推進計画策定の背景と位置づけ

動物行政は、公衆衛生や生活環境対策、動物愛護の気風の高まり、国際的な動物福祉の潮流を受けて進展してきました。人と動物の関係は、生命尊重、食の安全、環境保全を基盤として様々な分野と密接に関係しており、これらに起因する問題も多様化・複雑化しています。家庭動物の多頭飼育問題、外来生物による生態系の崩壊問題、野生動物による人の生活や農林業への被害等は身近に起きています。

本市では平成20年に岡崎市動物行政推進協議会を設置し、平成23年に岡崎市動物行政推進計画を策定しました。令和3年度には、本計画の上位計画となる第7次総合計画が策定され、総合政策指針（令和元年12月議決）の目指す将来都市像、「一步先の暮らしで三河を拓く 中枢・中核都市おかざき」の実現に向け定められた10の分野別指針を軸とした本計画の改訂を行いました。第7次岡崎市総合計画では、分野別指針「健康で生きがいをもって活躍できる社会づくり」の個別計画に本計画は位置付けられています。一方で分野別指針「持続可能な循環型の都市づくり」には、環境、生物及び農業等に関する個別計画が位置付けられました。

本計画は、これら動物に関係する様々な分野を統合的に推進するため、家庭動物、産業動物、動物園動物及び野生動物に関して行政の枠組みを超え、調和した動物行政を推進していくことを目的としています。

分野別指針

(3) 持続可能な循環型の都市づくり

環境・経済・社会の課題を踏まえ、公民連携して複数課題の統合的な解決を図る地域循環共生圏での枠組みの中で、排出CO2の削減、生物の多様性確保、健全な水環境、森林資源や農地の保全・活用がなされる持続可能なまちを目指します。

(5) 健康で生きがいをもって活躍できる社会づくり

後期高齢者の急激な増加を迎える中であっても、各主体が我が事として活躍する地域共生社会の実現により保健・医療・福祉・地域が一体となって取り組むことで、誰もが生きがいや役割を持って活躍できるまちを目指します。

また、岡崎市は2020年にSDGs未来都市に選定され、SDGsの考え方を活用した誰一人取り残さないまちづくりを進めています。

本計画は、SDGsの17のゴールの内、「すべての人に健康と福祉を」の達成にむけた取り組みであるとともに、他のゴール・側面と合わせて統合的な課題解決を図る全市的な取り組みの一環となるものです。

本計画期間の中間となる5年目をむかえるにあたり、社会情勢の変化や計画進捗状況等を踏まえ見直しをして、計画後期の動物行政推進計画の策定をしました。

本計画は大きく4つの分野に分類しています。

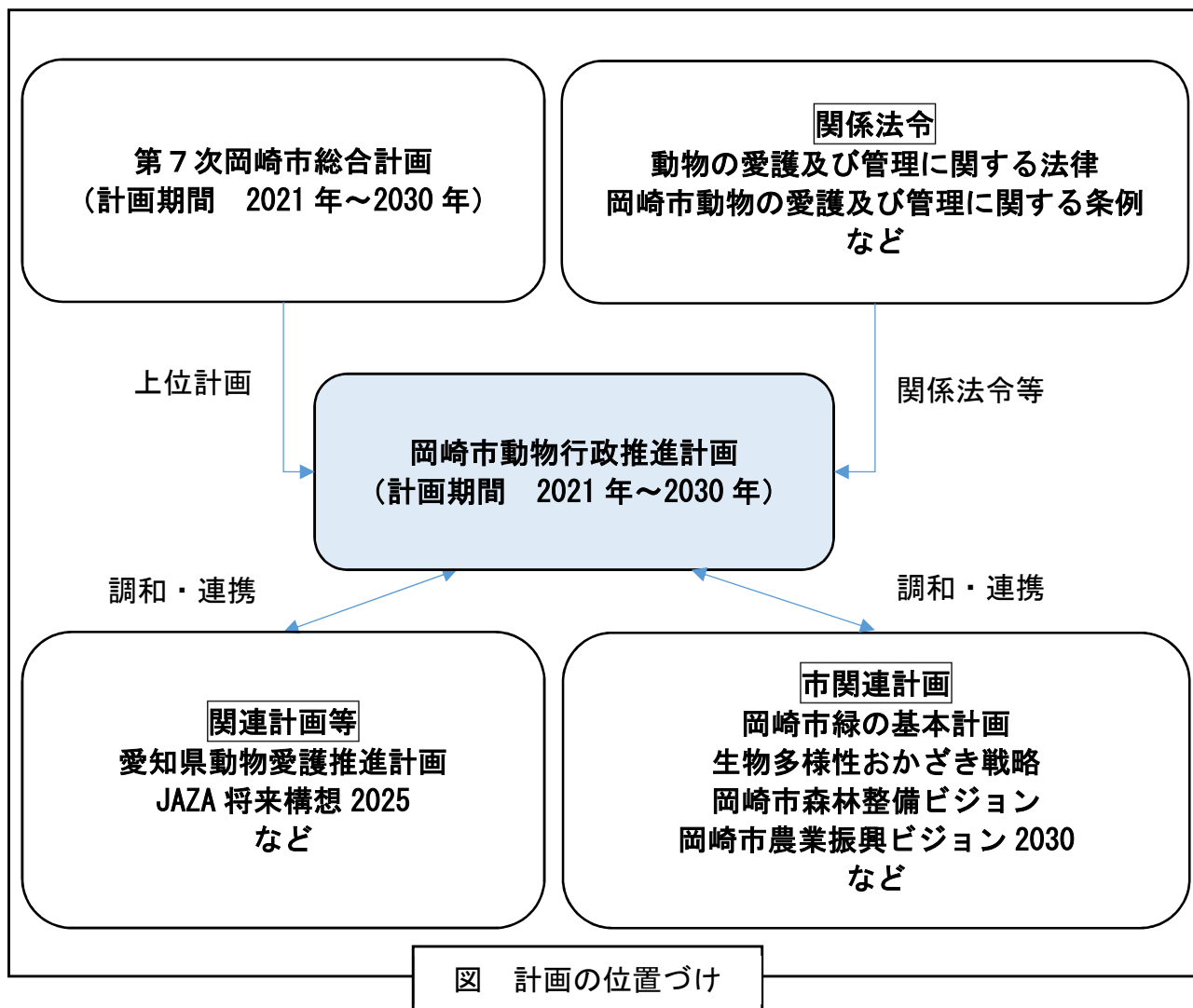
1つ目の分野は愛護動物の適正飼養の推進に関するもので、動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」という。）をはじめとした法令等に基づき、動物の適正な取扱いと飼育動物が他人に危害や迷惑を及ぼさないように管理すること等を推進します。また本市では動物愛護管理法に基づく岡崎市動物の愛護及び管理に関する条例（平成14年条例第52号）（以下、「動物愛護管理条例」という。）が目的とする、人と動物が共生する快適な生活の確保を図ります。

2つ目の分野は産業動物に関するものです。畜産業は環境問題、経済的課題、後継者不足、そして家畜福祉といった多岐にわたる問題に直面し、本市においても、近年縮小傾向にあります。これらに対処するため、持続可能な畜産に向けた戦略と具体的な取り組みが求められています。安全な畜産物が安定して供給されるようにするためには畜産振興を担う農政部署と家畜診療を担う動物総合センターとの連携が重要です。

3つ目の分野は東公園動物園に関するもので、昭和58年の開園以来、市民の憩いの場として親しまれています。動物園には、動物が心身ともに健やかに過ごせる環境を提供する責任があり、アニマルウェルフェアの取り組みと併せて、老朽化した施設への対応が課題となっています。また行政が経営する動物園として、レクリエーションだけではなく、教育・環境教育の場としての役割を担うことが必要です。

4つ目の分野は野生動物に関するものです。近年においては異常気象、里山林の荒廃、外来生物等による在来種の減少、野生動物による農林産物被害の増加、野鳥による糞害等により、人と野生動物の住環境が変化し相互に影響を及ぼしています。本市においても、開発等により野生動物のすみ処が消失したことで、野生動物のすみ処と人の居住地との距離が近接し、市街地での野生動物の出没を誘引しています。野生動物は同じ地球に住み食物連鎖等の視点からも切り離すことが出来ない仲間であることを認知し、共生への道を進むことが必要です。





【持続可能な開発目標 (SDGs)】

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(資料：国際連合広報センター)

「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。SDGsの考え方を活用した誰一人取り残さないまちづくりを進めていきます。

2. 動物行政の推進に向けて

動物愛護管理条例における市の責務は「動物の愛護及びその適正な飼養についての市民の関心と理解を深めるようにするため、動物の愛護及び管理に関する知識の普及啓発その他の必要な施策を講ずる責務を有する。」と規定されています。

この責務を果たすために次の4つの点が重要となります。

第一に、動物に関する情報の普及啓発・環境教育の充実が挙げられます。動物愛護精神やアニマルウェルフェアの普及啓発、動物園における教育、野生動物のことを楽しみながら学習する場の提供等、動物に関する正しい知識と情報の共有は、様々な活動の前提となるものと考えられます。

第二に、人と動物がより良い関係を築けるよう個々の分野において適切に行政権限を行使する必要があります。犬の登録・狂犬病予防注射の実施、動物取扱業者等の監視・指導、防疫体制の強化、アニマルウェルフェアに配慮した動物飼養環境の整備、野生動物の保護、農作物被害の減少対策の実施等はより一層の充実が求められます。

第三に、以上のような施策をより効果的に行うために、様々な実施主体と連携・協働していく必要があります。例えば、現実に環境教育については市民活動団体等と協力して行っています。また、動物取扱業者の資質を向上させるため、動物取扱業関係団体との連携が必要不可欠です。このような協働を推進する際には、行政により強いリーダーシップが求められます。

第四に、行政内部の異なる部署間において互いに情報を共有し、時には調整を図りながら、総合的に施策を進めていく必要があります。動物総合センターは動物に関する専門知識を活かし、統制する役割が求められます。



動物総合センター

3. 人と動物が共生したより良い社会を目指して

動物愛護の精神を広く普及し、行動として定着していくために必要不可欠なことは、なによりも市民全体の合意です。

市民の動物に対する考え方は多様であり、多様であって然るべきものです。しかし、社会的規範としての動物に対する考え方は、極力情緒論を排した市民全体の合意に基づき形成されるべき普遍性及び客観性の高いものである必要があります。

動物と共生できる豊かな地域環境を目指して、市民全体の合意形成の基本として、この動物行政推進計画に掲げる施策を推進していきます。

4. 計画期間

第7次岡崎市総合計画と本計画との体系的な整合性を確保するため、計画期間は、原則として令和3年4月から令和13年3月までの10年間とします。

5. 計画の点検・見直し

策定から5年が経過しこれまでおおむね順調に計画に沿って各取組みを進めてきました。今回の見直しでは基本的考え方と具体的な取組みを引き続き継承しつつ、さらなる効果を発揮できるよう、内容の拡充・修正等を行っています。



東公園動物園

第2章 現状及び今後の施策展開の方向

1. 愛護動物の適正飼養の推進

市民の動物に対する考え方は様々です。動物が好きな方、嫌いな方、どちらでもない方がいて、犬の鳴き声、所有者のいない猫等に対する考え方も多様であり、トラブルも数多く報告されています。

これらの課題を解決するためには、多くの市民の共感を呼び、幅広い層の市民が納得でき、自主的な参加を促すことができる施策を学校、地域、家庭等において展開する必要があります。

また、市内には市民と動物が接する場となる多くのペットショップ等の第一種動物取扱業及び間接的に市民と関わる研究施設が存在します。これら業者や施設の飼養管理等の適正化は、動物の愛護及び管理の施策の推進に重要な役割を果たします。

動物取扱業者等への監視指導については、動物愛護管理法において今後さらなる規制強化が予定されることから、関連計画である愛知県動物愛護推進計画の数値目標と同内容の目標を指標として重点的に実施していきます。

■体系全体

求められる姿	指 標 (令和12年度末目標)	動物の愛護及び管理に関する取組み						
		1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	1-6	1-7
(1)市民が動物愛護について自ら考え行動できる社会	動物愛護・適正飼養に関するイベント数 (50回)	●	●		●		●	●
(2)動物が地域に受け入れられた社会	地域からの苦情件数 (減少傾向を継続)		●	●	●			●
(3)動物団体関係者との連携により動物が適正に管理された社会	関係団体と連携した活動数 (15回)			●			●	●
(4)動物を取り扱う施設において飼養が適正化された社会	動物取扱業の立入検査について、愛知県目標と同内容目標の達成率 (100%)					●	●	●

■指標の推移

(1) 動物愛護・適正飼養に関するイベント数

指標実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イベント数	7回	56回	54回	49回

(2) 地域からの苦情

指標実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
苦情件数	637件	572件	590件	408件

(3) 関係団体と連携した活動数

指標実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
活動数	12回	16回	17回	12回

(4) 動物取扱業の立入検査について、愛知県目標と同内容目標の達成率

指標実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
立入検査数 (達成率)	116件 (－)	146件 (－)	129件 (－)	89件 (94.7%)

■動物の愛護及び管理に関する取組み

1-1 動物愛護精神の普及啓発

動物愛護週間や夏休み等の各種イベント、市立保育園及び市立こども園へのなかよし教室で普及啓発を行っています。なかよし教室の満足度は高く、動物とのふれあい方を学ぶきっかけとなっていますが、ご長寿犬猫のお祝い記念行事の参加者は減少傾向にあります。

このため、幅広い方に参加してもらえるようにイベント内容を充実させるとともに情報を広く発信します。

また全国的に拡大している動物由来感染症の予防対策として、基本的な衛生管理の手洗いを始めとした動物との正しい接し方について、なかよし教室やイベント、ホームページ等により周知します。



動物愛護週間イベント
(ペット災害啓発展示)

■取組みの状況

各種イベント	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
なかよし教室 開催回数	５回 (３園)	５３回 (３７園)	４９回 (３５園)	４６回 (３５園)
ご長寿イベント 参加者数	１８２組	１０７組	７８組	６８組
夏休み自由研究 実施数	(－)	２回 (９組)	５７人	２９人

■ 具体的取組み

項目	現状	今後の展開		担当課
動物総合センターにおける動物愛護普及啓発活動	動物愛護週間に動物愛護パネル展示、ご長寿犬猫のお祝い記念行事を開催しています。	お祝い記念行事は幅広い方に参加してもらえるよう内容を充実させて継続します。	継続	動物総合センター
	動物愛護講演会を開催しています。	動物愛護講演会で好評価を得た内容を分析し、愛護意識の醸成に取り組めます。	継続	
動物愛護精神涵養のための教育活動	なかよし教室、夏休み自由研究イベントを開催しています。	受講者が毎年変わるため、今後も受講者からの意見を聞き実施します。	継続	動物総合センター
広報活動	- 毎月の行事案内を市政だより（3、6、9、12月号）に掲載しています。 - 動物総合センター、げんき館、市役所、シビックセンター、ホームページ等にイベント案内を掲示しています。	広報は普及啓発活動、教育活動の一環で取り組むため、上記取組みに統合します。	統合	動物総合センター

1-2 適正飼養の推進

パピースクールとしつけ相談はともに評価は高く、正しい犬の飼い方を周知する機会となっています。しかし令和元年の改正動物愛護管理法で新たに販売される犬猫に装着が義務付けられたマイクロチップと狂犬病予防法に基づく犬の市町村登録を混同していたり、登録鑑札及び注射済票の未装着の犬が散見されたりしており、飼い主に対する制度の周知が不十分と考えられます。

また動物に関する相談や苦情について、令和6年度で最も多いものは、犬で「放浪犬の捕獲」、猫で「飼い主が不明な子猫の引取り」となっています。苦情や相談は電話や窓口で申立ての聞き取り等を行い、職員が直接出向いて捕獲・指導を行う等の対応を行っていますが、当事者間で適正飼養に関する意識のずれがあったり、しつけ等対応に時間のかかるものがあったりする等、すべてを解決することは困難な状況です。

更に飼い主のいない猫の繁殖を抑制する「飼い主のいない猫避妊・去勢手術事業費補助金」や「岡崎市猫の避妊処置事業」は、実施件数が増えていない現状もあります。

こういった現状から、適正飼養と認められない飼い主には、都度改善指導を行い、適正飼養を推進していきます。

また動物取扱業者には、マイクロチップ登録と犬の登録の徹底を図るため、販売時に飼い主へ説明することを周知指導します。

「飼い主のいない猫避妊・去勢手術事業費補助金」、「岡崎市猫の避妊処置事業」の申請手続きの見直しをして、広く活用してもらうことで飼い主のいない猫の繁殖抑制を図ります。

近年では、飼養動物での重症熱性血小板減少症（SFTS）の発症が認められる等、動物由来感染症対策の重要性は高くなっています。飼い主や動物取扱業者に予防について普及啓発をして、感染症の被害防止を図ります。

■取組みの状況

適正飼養指導等	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
しつけ相談開催回数	12回	12回	12回	10回
パピースクール開催回数	11回	10回	10回	9回
事前講習会開催回数	20回	12回	12回	19回
猫譲渡件数	141件	99件	110件	99件
苦情件数	408件	572件	590件	408件
避妊処置事業実施	7地区	6地区	2地区	8地区

譲渡した子犬、子猫の 避妊措置報告	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子犬	4頭	20頭	11頭	11頭
子猫	93頭	72頭	99頭	71頭

成犬、成猫譲渡数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
成犬	8頭	7頭	8頭	8頭
成猫	43頭	16頭	17頭	11頭

■ 具体的取組み

項目	現状	今後の展開		担当課
適正飼養講習会の開催	・しつけ相談、パピースクール、事前講習会、老犬スクール(年1回)を開催しています。 ・適正飼養に関する内容を含む動物愛護講演会を隔年で開催しています。 ・猫の譲渡時には完全室内飼育等を指導しています。	・パピースクール、しつけ相談、事前講習会、譲渡時の指導を継続します。 ・犬のしつけ方教室について、講師の選定を行い、開催を目指します。	継続 継続	動物総合センター
所有者明示・避妊措置の推進	・所有者明示、避妊措置の推進について、館内ポスターやチラシ、市政だよりで周知を行っています。 ・改正動物愛護管理法による事業者へのマイクロチップ登録義務化について、立入検査時等に事業者への周知、指導を行っています。 ・譲渡後の避妊措置の実施、マイクロチップの変更登録について、追跡調査で確認しています。	・動物取扱業者への立入検査時等に、マイクロチップ登録と狂犬病予防法による犬の登録双方の義務があることを販売時に購入者へ説明するよう周知、指導を行います。 ・犬の所有者に登録鑑札、注射済票の装着義務について引き続き周知を行います。 ・譲渡時、譲渡後の指導について継続して行います。 ・確認された不適正飼養者には、都度改善を指導します。	継続 継続 継続	動物総合センター

苦情対策の実施	・必要に応じてポスターやチラシを配布しています。 ・避妊処置事業を実施しています。 ・令和5年度から飼い主のいない猫避妊去勢事業費補助金を開始しています。 ・市政だよりに飼い主のいない猫避妊・去勢事業費補助金について掲載しています。	・苦情、相談に対して迅速に対応します。 ・地域と協力して問題発生防止のための注意喚起を行います。 ・補助金、避妊処置事業の方法等について検討し、さらなる周知を行います。	継続	動物総合センター
			継続	
			拡充	

1-3 学校飼育動物に対する取組み

動物愛護管理法では、動物の愛護と適正な飼養に関し、学校等における教育活動等を通じて普及啓発を図るように努めることが定められています。

本市では、幼少時から動物愛護思想を涵養することを目的とし、平成25年度より市立保育園・市立こども園年長児に対して「なかよし教室」を開催しています。また、平成28年度より岡崎市獣医師会の協力を得て、小学校に対し学校飼育動物の飼い方教室を実施しています。

令和3年度以降、学校からの飼育相談の実績はほとんどありませんが、その理由が把握できていません。また、岡崎市獣医師会と連携した「学校飼育動物の飼い方教室」を開催していますが、開催回数は減少傾向です。

今後の取組み方については、学校の動物飼育状況を確認し、岡崎市獣医師会と連携した実施方法について、飼育動物のいない学校への対応も含めて検討し、学校飼育動物の適正飼養を支援します。

■取組みの状況

学校飼育動物の飼い方教室	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催数	中止	2回	3回	1回

■具体的取組み

項目	現状	今後の展開		担当課
飼育相談の受付	・学校からの依頼がないため、飼育相談の実績はありません。	・学校の動物飼育状況等を確認し、単独の項目として継続する必要があるか判断します。	継続	動物総合センター

獣医師会との連携	・岡崎市獣医師会に委託し、「学校飼育動物の飼い方教室」を開催しています。	・学校の飼育動物状況を確認し、飼い方教室の実施方法等を獣医師会と検討します。	継続	動物総合センター
----------	--------------------------------------	--	----	----------

1-4 犬・猫の処分数減少への取組み

飼い主からの子犬の引取りは令和2年度以降なく、犬では繁殖制限の啓発効果は大きいと考えられます。犬や猫等の飼い主に対しては、引取り相談時に引取り以外の方法について指導し次の飼い主を探させますが、やむを得ない引取りがあります。

引取りの大半を占める飼い主のいない猫が生んだ子猫の頭数に大きな変化がないため、望まれない子猫の誕生の抑制を啓発指導して引取り頭数を減少させます。

■取組みの状況

引取りの状況	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
飼い主からの引取り	26件	20件	26件	23件
子猫引取り	196頭	122頭	128頭	127頭

■具体的取組み

項目	現状	今後の展開	継続	担当課
引取り時の指導	・引取り時に飼養の継続や新しい飼い主を探すよう指導し、新しい飼い主探しの方法について助言を行っています。 ・新しい飼い主探しのための掲示板を設置しています。	・引取り時の指導、新しい飼い主探しのための掲示板の設置は継続します。 ・引取りとならないための適正飼養についての啓発を行います。	継続	動物総合センター
所有者不明の猫の引取り	・所有者不明の猫の引取りの際は、周辺的生活環境等を考慮し、引取りを行っています。	・継続して、周辺の環境等を考慮し、引取りを行います。	継続	動物総合センター
動物の遺棄防止及び虐待防止の普及啓発	・虐待が疑われる事例についての通報は、現場を確認し、必要に応じて警察と連携し対応しています。	・虐待と疑われる事例についての通報は、現場を確認し、警察と連携した対応を継続します。	継続	動物総合センター
多頭飼育者への指導	・多頭飼育で不適正飼養と判断した場合、必要に応じて福祉部局等関係部署と連携して対応していま	・多頭飼育であっても適正飼養されている場合は問題ないため、多頭飼育	継続	動物総合センター

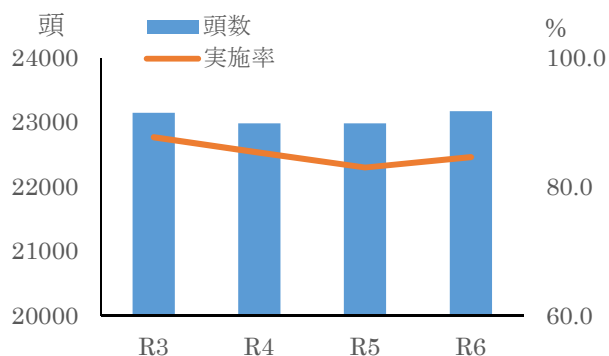
	す。	かつ不適正飼養者への指導を継続します。		
犬・猫の繁殖制限	・繁殖させてしまった子猫の引取り時には避妊措置実施を指導し、報告を求めています。 ・成猫、成犬譲渡時には避妊去勢手術を実施しています。 ・繁殖させてしまった等の飼い主には指導を行っています。 ・飼い主からの子犬引取りはありません。	・繁殖させてしまった飼い主には指導を行い、避妊措置の啓発を行います。	継続	動物総合センター

1-5 犬の登録と狂犬病予防注射実施の徹底

犬を飼養する際には、狂犬病予防法に基づく登録と、1年に1回の狂犬病予防注射の接種義務があります。

苦情対応時や各種届出時等に犬の無登録を確認することは未だあります。狂犬病予防注射について、かかりつけの動物病院を持つことを推奨したことで、接種率はほぼ横ばいのまま、集合注射会場での接種件数は減少しました。

犬の登録については動物取扱業者への周知指導を行い、販売時の飼い主への説明を徹底させます。犬の登録を窓口申請から電子申請対応にする等、犬の登録に対する利便性を図ります。継続してかかりつけの動物病院を持つことを推進し、動物病院での予防注射接種率の向上を図ります。あわせて、狂犬病予防集合注射は利用者数を考慮し、縮小を検討します。



■取組みの状況

狂犬病予防注射等実施状況	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子犬譲渡時の登録	4頭	8頭	10頭	5頭
狂犬病予防集合注射の会場	50会場	75会場	67会場	32会場
集合注射での狂犬病予防注射	604頭	730頭	685頭	481頭
動物病院での狂犬病予防注射	18,632頭	18,875頭	18,392頭	19,121頭

■ 具体的取組み

項目	現状	今後の展開		担当課
普及啓発の充実	・ホームページ掲載、市政だより、各種リーフレットの配布による普及啓発を実施しています。 ・飼い犬の苦情対応時に無登録、狂犬病予防注射未実施を確認した場合は指導を行っています。 ・子犬の譲渡時に犬の登録をさせています。 ・狂犬病予防注射案内書（3月）、ご長寿犬のお祝い記念行事案内（8月）、狂犬病予防注射・登録確認書（10月）を発送することで定期的に死亡犬等の整理を行い、登録状況を実態に合わせるようにしています。	・狂犬病予防法に基づき、犬の登録が必要であることを、リーフレット等により周知する等の普及啓発を実施します。	継続	動物総合センター
		・犬の登録を電子申請対応にすることで、犬の登録に対する利便性を図ります。	継続	
		・犬登録のマイクロチップ特例制度への対応を検討します。	継続	
		・生後 25 年以上の犬及び各種案内が複数回配達不能である犬について、直近の狂犬病予防接種状況等を勘案しながら登録原簿からの削除を行います。	継続	
個別狂犬病予防注射の推進	・毎年4月及び5月に犬の集合注射を実施しています。 ・かかりつけの動物病院を持つことを推奨し、動物病院での予防注射を推進しています。	・無獣医地域を中心とした、かかりつけ動物病院取得への支援を実施することで動物病院での予防注射の実施を推進します。	継続	動物総合センター

1-6 動物取扱業者・特定動物飼養施設・実験動物飼養施設の監視指導

令和元年の改正動物愛護管理法により、動物取扱業者に対する規制が強化されました。これら動物取扱業者、特定動物飼養施設に対して、新規及び更新調査や苦情立入検査時に新たに規制された事項について重点的に監視指導を実施しました。

定期立入検査について、令和6年度の愛知県目標である100%を下回っているため、愛知県目標と同程度達成するよう計画的な監視を実施します。

■取組みの状況

動物取扱業者等への立入検査	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
動物取扱業者立入検査件数 及び達成率	116 件 (－)	146 件 (－)	129 件 (－)	89 件 (94.7%)
特定動物マニュアル確認	3 件	3 件	1 件	3 件

■具体的取組み

項目	現状	今後の展開		担当課
監視指導	・動物取扱業者への新規及び更新調査又は定期及び苦情立入検査時に、法改正に伴い新たに規制された事項について監視指導を重点的に実施しています。	・今後の法改正を注視しながら、動物取扱業者への定期立入検査について愛知県目標を達成するよう年間計画を立てて実施します。	拡充	動物総合センター
特定動物逸走時の対策	・飼養許可申請時に逸走時の対策について許可申請者が作成したマニュアルを確認しています。	・今後の法改正を注視しながら、飼養許可申請時に実効性の担保された逸走時対策マニュアルの確認を行います。	継続	動物総合センター

1-7 災害に対する取組み

自然災害時の対応について、新たな課題について対応していくため、岡崎市災害時におけるペットのための行動指針等の見直しを行います。岡崎市災害時におけるペットのための行動指針等に基づいた訓練を行い、日ごろから関係機関との連携を十分に図ります。

岡崎市獣医師会と災害時の対応について協定を締結していますが、愛知県と愛知県獣医師会が締結している協定も合わせ、発災時には連携して飼い主不明の動物の保護や飼料等の支援をします。市内の防災倉庫に犬用ケージ等ペット同行避難関係消耗品を配備し、避難所で人とペットが過ごす環境づくりに利用できるようにしています。地域防災訓練等において判明した、課題解決に取り組めます。

■具体的取組み

項目	現状	今後の展開		担当課
自然災害時の対応	・岡崎市獣医師会と災害時の対応について協定を締結しています。 ・愛知県被災動物対策連絡	・令和6年度に参加した机上訓練で明らかになった新たな課題について対	継続	動物総合センター

	協議会に参加しています。 ・毎年地域防災訓練実施時に犬の同行避難訓練を実施しています。 ・市内の防災倉庫に犬用ケージ等のペット同行避難関係消耗品を配備しています。 ・令和6年度は愛知県主催の机上訓練に関係部局を集めて参加しました。	応していくため、実際の訓練をしながら岡崎市災害時におけるペットのための行動指針等の見直しを行います。		
狂犬病予防発生時の対応	・狂犬病発生時の岡崎市狂犬病発生時対応マニュアル（素案）を作成中です。 ・愛知県の研修に参加しています。	・岡崎市狂犬病発生時対応マニュアル（素案）をもとに、狂犬病発生時のマニュアルを作成します。 ・県が実施する机上訓練に参加し発生時に対応できる体制を整えます。	継続 継続	動物総合センター



なかよし教室

2. 地域に根差した畜産の振興

元々、家畜は人が利用不可能な草または残さを飼料として与え、動物性蛋白、脂肪、使役等有益なものとして人に利用されるために飼養されていました。しかし、昭和40年代以降、大量生産とコスト削減の指向が高まり増頭・増羽が進みました。その結果、輸入飼料への依存率増加、周辺環境問題、排泄物の処理等に係るコスト増大等の問題が起こっています。

また、平成11年にBSE感染牛が国内で発見され、消費者はより安全で安心な食品を求めるようになりました。加えて、CSF（豚熱）も平成30年9月に26年ぶりに国内で発生しました。欧州で発生が拡大していたASF（アフリカ豚熱）も平成30年以降アジアで相次いで確認されており、日本への侵入リスクも一層高まっています。家畜伝染病予防法では、家畜の所有者がその飼養に係る衛生管理に関し最低限守るべき基準（飼養衛生管理基準）を定め、基準を遵守しているかどうか定期報告（年一回）することを義務づけており、飼養農家への衛生管理の要求は高まっています。また、令和2年4月の改正では、家畜の所有者、国及び地方公共団体の責務が明確化される等、防疫体制の強化が求められています。

畜産物の生産管理については、GAPや農場HACCPの導入が一層推奨されています。また、TPPを始めとした世界的経済連携協定の推進やアニマルウェルフェアの世界的推進等、畜産業界を取り巻く環境は大きく変わっています。家畜伝染病予防法にもアニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針が示されており、各種法令に基づく基準を遵守しながら取り組む必要があります。

岡崎市内で飼養されている産業動物は乳用牛、肉用牛（繁殖和牛・肥育牛）、豚、鶏（採卵鶏・ブロイラー）であり、畜産経営に起因する悪臭や害虫の発生防止対策に要するコストが増大しています。

このような多様な変化と厳しい現状に対して、産業動物を飼養する農家には様々な対応が求められています。そのため、各農家の規模、経営状況、将来像を的確に捉えたうえで、「岡崎市農業振興計画」、「岡崎市有機農業実施計画」等関係農業施策と調和の取れた長期的な畜産の推進が望まれます。



■体系全体

求められる姿	指 標 (令和12年度末目標)	産業動物に関する取組み			
		2-1	2-2	2-3	2-4
(1)畜産物が安全で安定供給される社会	監視伝染病発生数 (0 件)	●	●	●	●
(2)環境保全に配慮し、生産現場と周囲との調和が取れる社会	苦情件数 (0 件)	●	●	●	●
(3)家畜が快適に過ごすことができ、個々の能力が発揮できる環境が整った社会	牛予防接種率 (100%)	●	●	●	

■指標の推移

(1) 監視伝染病発生数

指標実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
発生数	1 件	0 件	1 件	2 件

(2) 苦情件数

指標実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
苦情件数	3 件	2 件	1 件	4 件

(3) 牛予防接種率

指標実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
接種率	84.1%	78.2%	73.7%	42.1%

■産業動物に関する取組み

2-1 防疫体制の強化

岡崎市家畜防疫対策強化事業補助金を交付することにより、家畜伝染病の予防及び検査の励行を促進し、家畜伝染病の清浄化と畜産経営の安定化を図ることができました。

家畜伝染病発生時の防疫マニュアルの作成や更新を行い、関係機関と連携して、家畜伝染病に関する情報共有のための講習会を行っています。年々農家の飼養頭数が減少しているため、接種頭数は減少していますが、伝染性疾病の発生状況をふまえ適切な予防接種を実施しており、引き続き予防接種の奨励に努めていきます。

■取組みの状況

補助金交付実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
岡崎市家畜防疫対策強化事業補助金 (交付金額)	3,779 千円	3,993 千円	2,438 千円	2,085 千円

予防接種等実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
豚予防接種頭数 (日本脳炎・パルボ・ゲタ)	520 頭	600 頭	540 頭	510 頭
牛予防接種頭数 (異常産・呼吸器系疾患)	1,216 頭	1,019 頭	705 頭	404 頭

■具体的取組み

項目	現状	今後の展開		担当課
家畜伝染病に対する体制作りの強化	・各年度、関係機関から受けた情報を基に警戒レベルに応じた防疫体制をとり、必要に応じて関係機関と連携して行動しています。	・新たな関係法令、制度等の改正に対応しながらも、引き続き関係機関から受けた情報を基に警戒レベルに応じた防疫体制をとり、必要に応じて関係機関と連携して行動します。	継続	農務課
予防接種の奨励	・各年度、岡崎市家畜防疫対策強化事業費補助金を交付しています。	・引き続き岡崎市家畜防疫対策強化事業費補助金を交付します。 ・関係機関と情報共有を行い、伝染性疾病の発	継続	農務課

	・年々農家の飼養頭数が減少しているため、接種頭数は減少しています。	生動向を注視し、必要な予防接種を勧奨します。	継続	動物総合センター
--	-----------------------------------	------------------------	----	----------

2-2 生産物の品質向上と安定供給の推進

本市では、市内の畜産業を推進し、安全な畜産物が安定して供給されることを目的に家畜診療を行っています。診察時には臨床検査を活用することで科学的な根拠に基づく適正な医療を提供していきます。また、畜産団体と連携して予防接種率の向上に努めています。

畜産フェアを実施し、試食品の提供や畜産物の販売を行ったことにより、地産地消の奨励に寄与することができました。また、和牛の子牛登記、母牛登録といった事業を行い、生産・改良基盤づくりを行いました。適切な情報提供を行うことで、農家が求める家畜改良を継続していきます。

■取組みの状況

家畜診療等実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
家畜診療実施数	のべ2,152回	のべ1,700回	のべ1,614回	のべ992回
乳汁検査実施数	268件	210件	147件	110件
血液検査実施数	44件	40件	37件	38件

■具体的取組み

項目	現状	今後の展開	継続	担当課
家畜診療の実施	・年々農家の飼養頭数が減少しているため、診療件数や検査件数は減少しています。 ・令和4年度から家畜診療用小型超音波画像診断装置(エコー)を導入しています。	・より迅速でより適切な診療を行うことで、家畜のストレス及び生産者の経済的負担の軽減を図ります。	継続	動物総合センター
衛生管理の徹底	・令和4年度に、家畜感染症発生予防の観点より、市内養牛農家へ動物総合センターの家畜診療獣医師用作業着の配置・管理を依頼しました。以後、各養牛農家へ家畜診	・引き続きアニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養衛生管理を徹底するよう、農家へ指導します。	継続	動物総合センター

	療等にて農場に立入りする都度、飼養衛生管理基準の順守状況を確認し、衛生管理を徹底するように指導しています。			
消費者への情報提供	・令和4、6年度は東阿知和町のおかざき農遊館、令和5年度は藤川町の道の駅藤川宿で「畜産フェア」を実施し、試食品の提供や畜産物の販売を行いました。	・消費者への効率的な情報提供の方法を検討します。	継続	農務課
適正な改良増殖の指導	・各年度、和牛の子牛登記・母牛登録を行うことで生産・改良基盤づくりに取り組みました。また、農家から要請のあった和牛のゲノミック評価の試料を採取しました。	・適切な情報提供を行うことで、農家が求める家畜改良を継続していきます。	継続	農務課 動物総合センター

2-3 資源の有効利用と環境配慮

有効な薬剤等の紹介・購入補助及び関係機関と協力し講習会を開催しました。定期的な指導により環境改善を図りました。令和6年度をもって畜産環境保全対策事業が廃止されたため、今後は畜産経営体に起因する悪臭や害虫の苦情対応について、適切な現地確認にて実施することで継続していきます。

堆肥マップの配布を行うことにより、堆肥の利用促進を行いました。また、家畜排泄物処理施設経営安定化事業費補助金を交付することにより、堆肥の安定供給が図られました。成分分析の実施により、ペレット堆肥の生産に必要な情報を得られたため、ペレット堆肥等の需要の確認、宣伝、家畜ふん堆肥供給体制の構築・検討を行います。

■取組みの状況

補助金交付実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
畜産経営環境対策事業費補助金（交付金額）	1,598 千円	1,598 千円	1,598 千円	1,572 千円
家畜排泄物処理施設経営安定化事業費補助金（交付金額）	2,025 千円	1,788 千円	1,153 千円	307 千円

■ 具体的取組み

項目	現状	今後の展開		担当課
飼養環境及び周辺環境の改善	- 各年度、畜産経営環境対策事業費補助金を交付しました。 - また、令和5、6年度には畜産農家への苦情の対応のため、現地確認を実施し、改善対策について協議しました。	畜産経営環境対策事業は令和6年度をもって廃止となりました。苦情対応は、引き続き必要に応じて適切に行っていきます。	継続	農務課
資源循環型の畜産の推進	- 各年度、堆肥マップの配布を行いました。また、家畜排泄物処理施設経営安定化事業費補助金を交付しました。 - 令和6年度には未利用資源を活用した堆肥やペレット有機肥料の導入に向けて成分分析を実施しました。	堆肥マップの配布、補助金の交付は引き続き行います。成分分析を受け、ペレット堆肥等の需要の確認、宣伝、家畜ふん堆肥供給体制の構築・検討を行います。	継続	農務課

2-4 災害に対する取組み

岡崎市地域防災計画において家畜に対する応急措置を実施できる体制を整えています。家畜の管理指導及び防疫について、引き続き災害時の対応確認を行い適切に備えていきます。

■ 具体的取組み

項目	現状	今後の展開		担当課
災害時の対応	岡崎市業務継続計画に基づき家畜・家きん防疫対策に備えています。	引き続き、迅速な対応のための家畜の管理指導等の準備を行います。	継続	農務課 動物総合センター

3. 動物園の社会的役割の遂行

東公園動物園は昭和 58 年に開園して以来、動物を身近に感じられる入園無料の動物園として、心豊かな暮らしの一部として市民に親しまれています。また市内外から年間 20 万人を超える子どもから高齢者まで様々なかたが来園される人気のスポットです。

動物園は安心して楽しみながら学べる場として、自然の大切さ、いのちの大切さを学ぶ実物教育に最適の場で「種の保存」「教育・環境教育」「調査・研究」「レクリエーション」の 4 つの役割を担っています。本園においてもこの 4 つの役割を果たす中で「教育・環境教育」を充実させています。子どもをはじめとする来園者がストレスなく暮らす動物を観て動物への関心を持ち、そこから動物の生態、生物多様性、環境問題を意識し知識を深められる場として提供していきます。

本園は本市の魅力のひとつであり、市が直接運営する本市ならではの動物園として、本市総合計画に定める将来都市像の実現に取り組めます。まちを楽しむ人が集い、安心して楽しみながら子育てができるまち、子どもがのびのびと育つまち、生物の多様性確保による持続可能な循環型のまち等、まちづくりの視点を持って動物園の発展を目指します。

また、令和 7 年 5 月に採択された「JAZA 将来構想 2025」を本園の活動の指針とし、具体的で効果的な行動計画を策定して動物園の役割を果たしつつ、将来にわたって必要とされる施設を目指します。

■体系全体

求められる姿	指 標 (令和 12 年度末目標)	動物園に関する取組み				
		3-1	3-2	3-3	3-4	3-5
(1)アニマルウェルフェアに配慮した動物園	住環境向上を目的とした施設修繕箇所、アニマルウェルフェア自己評価準拠率 (年間 10 箇所、100%)	●	●		●	●
(2)教育の拠点となる動物園	教育プログラム数、参加者数 (10 件、100 人)	●	●	●		
(3)市民参加、体験の機会が提供される動物園	イベント回数、参加者数 (なかよし教室及びふれあい体験含む) (100 回、5,000 人)		●		●	

■指標の推移

(1) 住環境向上を目的とした施設修繕、アニマルウェルフェア自己評価準拠率

指標実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
修繕箇所	11箇所	13箇所	10箇所	10箇所
自己評価準拠率	(－)	76%	未実施	未実施

(2) 教育プログラム数、参加者数

指標実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教育プログラム数	2件	4件	9件	13件
参加者数	77人	141人	169人	656人

(3) イベント回数、参加者数（なかよし教室及びふれあい体験含む）

指標実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イベント回数	33回	94回	186回	190回
参加者数	1,847人	4,420人	6,809人	5,638人

■動物園に関する取組み

3-1 動物種保存の貢献

動物園には、絶滅危惧種等の希少種を繁殖し、種の保存に貢献する役割があります。本園では、令和8年3月時点で希少種2種3点を飼育していますが、繁殖には至っていません。

また平成27年度末からの飼育動物の推移は、動物種については微増しましたが、飼育頭数は減少傾向となっています。その主な要因はニホンザルで、群で暮らす動物に別の群を導入することができずに高齢化が進み、頭数が減少しています。一方で、他園との動物交換や購入あるいは繁殖により、ラマやフレミッシュジャイアント、ミニチュアホースのように頭数が増加した種もあります。

本園で飼育する動物の特性ごとの種や頭数の適正化を図るため、策定した繁殖計画に基づき動物の導入をします。また、本市内で絶滅のおそれのある動物種を新たに繁殖計画に位置付けて、この地域の動物種の保存に貢献します。

■取組みの状況

飼育動物	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
動物種	31種	29種	29種	29種			
点数	183点	172点	170点	160点			
令和6年度末（令和7年3月31日）時点の詳細				哺乳類	鳥類	爬虫類	
				14種121点	12種35点	3種4点	

■ 具体的取組み

項目	現状	今後の展開		担当課
飼育及び繁殖	・他の動物園と飼育動物の交換を行い、飼育動物種を確保し、近縁での繁殖を防いでいます。	・導入及び繁殖計画を立て、それに基づいて動物の飼育及び繁殖を行い、飼育点数を適正に管理します。 ・岡崎市版レッドリストに掲載されている動物種の生息域外保全を行い、地域の動物種の保存に貢献します。	継続 新規	動物総合センター

3-2 楽しく学ぶことができる教育・環境教育の充実

動物園は、動物に関する知識や環境問題を学ぶ教育の場であり、動物園での学習体験は、生物多様性や環境問題への関心を持つきっかけとなります。

本園では、動物の健康や飼育環境を管理するとともに、手洗いの励行により動物を由来とする感染症を予防した上で、レクリエーションイベントに、命の大切さ、動物との接し方や、生態等、ふれあいを通じて学べる教育要素を取り入れています。

なかよし教室は、動物の愛護及び管理に関する取組みと合わせて年間約 50 回実施しています。また、ふれあい体験では JAZA（公益社団法人 日本動物園水族館協会）の提案するアニマルウェルフェアに配慮した実施方法に変更し、動物のストレスとならないよう回数を減少して実施しています。中学生の職場体験と高校生や大学生等の実習生の受入れ人数については、中学生の実習希望が復活した令和 4 年度との比較では約 1.8 倍と増加傾向にあります。

学びの場として需要が高いことから、教育機関と連携して教育プログラムを制作し実施することで、今後さらなる教育の充実を図ります。

この他にも、動物園内に動物の特徴や特性を説明する掲示物や、骨格標本等教育素材を展示しています。令和 4 年の改正博物館法で、行政が管理運営する動物園の位置づけが明確化されたことに伴い、本園が社会教育施設としての役割を果たすため、博物館法に基づく博物館としての指定施設登録について、その可能性や課題の整理に着手します。

■取組みの状況

動物園での学習体験	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
なかよし教室 開催回数	5回 (3園)	53回 (37園)	49回 (35園)	46回 (35園)
ふれあい体験人数	849人	44人	2,324人	2,470人
実習生受入れ人数	中止	10校23人	13校32人	14校42人

■具体的取組み

項目	現状	今後の展開	担当課
各種教育イベントの開催	・動物について楽しく学ぶことができる各種イベントを開催しています。	・学びとしてのふれあいを継続するとともに、さまざまな人たちが楽しみながら学べるイベントを企画します。	継続 動物総合センター
各種教室、講座の開催	・理科用の教材への利用を促すため、市内小中学校へ動物の映像等の資料の提供や、教師の視察の受入れを行っています。	・動物園が学びの場であることを発信し、小中学校の授業での利用促進を図ります。 ・教育機関と共同して教育要素のあるイベントを充実します。 ・大学と連携し、市内小中学校が利用できる教育プログラムを制作します。	継続 拡充 拡充 動物総合センター
教育的展示、啓発	・動物の教育的展示物の作成及び掲示を行っています。 ・博物館としての指定施設登録の調査をしています。	・動物について学べる社会教育施設としての機能充実を図ります。 ・博物館法の指定施設登録を目指します。	拡充 新規 動物総合センター
実習生等の受入れ	・職場体験及び実習にて中学校、高校、専門学校や大学から受入れを実施しています。	・教育機関と連携し、職場体験及び実習を積極的に受け入れます。	継続 動物総合センター

3-3 調査・研究への貢献

動物園は飼育下での動物の生態、行動、健康状態を観察して経過の記録を研究することで知見を集積し、野生動物の保全に役立つ情報を発信する役割があります。

本園でも、飼育、繁殖、獣医療等に関する事例について調査・研究し、加盟するJAZAの各種研究会等で発表しています。

また大学等学術研究機関が必要とする試料の提供を積極的に行うほか、本市レッドリスト絶滅危惧種について、大学と共同して生息域外保全の調査・研究に取り組めます。

■取組みの状況

学会発表	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加回数	3回	6回	5回	4回

■具体的取組み

項目	現状	今後の展開		担当課
動物総合センターを利用した調査研究	・大学等の学術研究の受入れを行っています。 ・各種学会、研究会等に参加し、調査研究成果を発表しています。	・大学等の学術研究の受入れを積極的に行います。	継続	動物総合センター
		・動物園における飼育、繁殖、獣医療等に関する事例について調査・研究し、各種研究会等で積極的に発表します。	継続	
		・大学等研究機関と共同した調査・研究を実施します。	新規	
		・岡崎市版レッドリストに掲載されている動物種を対象とした大学のフィールドワークに参加します。	新規	

3-4 レクリエーションの場の提供

本園には年間 20 万人以上の来園者が訪れています。動物を見て楽しむだけでなく、動物とふれあい、動物について楽しく学ぶことのできる様々なイベントを年間を通じて開催しています。

この他にも、令和4年度からは本園の動物をキャラクターにしたオリジナルグッズの販売、令和6年度からは公民連携プラットフォームを活用し、民間企業によるグッズ販売やイベント開催により本園の発展を応援する「東公園動物園コラボで応援制度」を開始し、行政だけでは実現できない新たなレクリエーションやサービスの提供を行っています。これら本園の魅力を市ホームページやSNSを活用し広く発信し、来園者の増加と満足度向上を図ります。

また、本園を安全に楽しんでもいただくためには老朽化した施設の改修が必要です。人にも動物のアニマルウェルフェアや環境エンリッチメントにも配慮して、施設の改修を計画的に進めます。グッズ等の販売利益を改修費の一部に充てることにより、持続可能な動物園運営を行い、未来の子どもたちにも楽しめる動物園をつないでいきます。

■取組みの状況

イベント回数等	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入園者数	264,660 人	271,140 人	228,790 人	235,530 人
イベント回数及び参加者数 (なかよし教室・出前講座除く)	12 回 883 人	30 回 3,052 人	45 回 3,271 人	39 回 2,056 人

■具体的取組み

項目	現状	今後の展開		担当課
施設の保守・整備と利用の推進	- 毎年オリジナルグッズを制作し販売しています。令和6年度は動物導入及び住環境向上のための獣舎改修のためクラウドファンディングの実施、東公園動物園応援制度の創設による新たな財源の確保を図りました。 - ニホンザル舎に日よけを設置する等アニマルウェルフェアに配慮した動物舎の修繕を行っています。 - 老朽化が進む動物舎の長寿命化計画の年次計画策定を進めています。 - 東公園動物園再整備基本計画及びサル舎・放鳥舎改修基本設計の見直しを検討しています。	広報に努め、東公園動物園の利用促進を図るとともに、財源確保に取り組んでいきます。	継続	動物総合センター
		アニマルウェルフェアや来園者及び飼育員の安全性に配慮した動物舎の修繕を進めます。	継続	
		環境エンリッチメントに取り組み、動物にとって更なる快適な環境を提供します。	継続	
		財源の確保策と併せて、再整備基本計画等の策定を目指します。	継続	

3-5 災害時の対応

本園は、大小29種の動物を飼育しており、来園者が安全に安心して過ごせる基盤を構築しておかなければなりません。また、本園は、特定動物であるニホンザルをはじめとした様々な動物を飼育しているため、逸走した場合を想定したマニュアル

を作成し、定期的に捕獲・避難誘導訓練を実施して、徹底した危機管理体制を整えています。

加えて、本園内で家畜伝染病が発生した場合に備え、迅速に対応できるよう、対応マニュアルを整備して、随時見直しをしています。特に高病原性鳥インフルエンザは隣接市町で発生していることもあり、畜産業への影響を最小限に留めるため、令和6年度に環境省が改訂した動物園等における飼育鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針に沿って作成したマニュアルをもとに、迅速に行動します。

引き続き、災害や逸走等のマニュアルの改定と訓練を定期的に行い、来園者や動物が安全に過ごせる環境づくりを行います。

■ 具体的取組み

項目	現状	今後の展開		担当課
災害時の対応	- 定期的に逸走時訓練を行っています。 「岡崎市動物総合センター鳥インフルエンザ対応マニュアル」の見直しを随時行っています。	- 訓練を定期的に行い非常時に備えます。 - 動物の脱走による事故防止対策マニュアルの見直しを図ります。	継続 継続	動物総合センター



4. 野生動物と共生した社会の実現

人は、自然から豊かな恵みを受けて生活しています。自然はそこで生きる多種多様な生物と自然環境の絶妙なバランスの上に成り立っており、こういった生態系の構成員として環境を守っていく必要があります。

しかし現状をみると、異常気象の発生、里山林の荒廃、外来生物等による在来種の減少、野生動物による農林産物被害、野鳥による糞害等は依然として広がりつつあります。また、野生動物は重症熱性血小板減少症（SFTS）等人にとって重篤な感染症の病原体を持っている可能性があることから、動物由来感染症の予防対策を啓発することが必要です。野生動物は同じ地球に住み食物連鎖等の視点からも切り離すことができない仲間であることを認知し、農林産物被害を防止し、農林業の振興及び経営の安定を図りつつ、共生への道を進む必要があります。

本計画では、生態系の保全や農林業被害の防止といった課題に対して岡崎市緑の基本計画、生物多様性おかげさ戦略等関連計画と調和した施策に取り組めます。

■体系全体

求められる姿	指 標 (令和 12 年度末目標)	野生動物に関する取組み				
		4-1	4-2	4-3	4-4	4-5
(1)自然保護思想の行き届いた社会	各種イベント参加人数 (5,000 人/年)	●	●	●		
(2)郷土の自然への関心の高い社会	市民団体、企業等が市と協力して環境保全活動を行っている箇所数 (6 箇所)	●	●			
(3)人と野生動物が共生している社会	第二種特定鳥獣管理計画 岡崎市計画に基づく捕獲数 (イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル) (2,100 頭/年)		●	●	●	●

■指標の推移

(1) 各種イベント参加人数

指標実績	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
参加人数	2,028 人	3,834 人	4,209 人	3,404 人

(2) 市民団体、企業等が市と協力して環境保全活動を行っている箇所

指標実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
箇所数	2箇所	3箇所	3箇所	3箇所

(3) 第二種特定鳥獣管理計画岡崎市実施計画に基づく捕獲数

指標実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
鳥獣の捕獲数 (イノシシ・ニホン ジカ・ニホンザル)	1,976	2,235	2,027	2,171

■野生動物に関する取組み

4-1 人と動物との関係を楽しみながら学習する場の提供

本市では人と動物との関係を楽しみながら学習する場として年間を通じて様々なイベントを開催しています。

多くのかたに生物多様性の大切さや自然との共生のあり方について学ぶ場をつくり、人々が環境に配慮した行動へシフトするよう、市民活動団体や企業等との連携を図りながら様々な年代向けに環境教室や観察会を開催していきます。

■具体的取組み

項目	現状	今後の展開		担当課
各種イベントの開催	・生物多様性の大切さや自然との共生のあり方について学ぶ環境教室を実施しています。	・生物多様性の大切さや自然との共生のあり方について学ぶ環境教室を実施します。	継続	環境保全課
	・野生動物に親しみも持ってもらうため野鳥観察会を開催しています。	・野生動物に親しみも持ってもらうため野鳥観察会を開催します。	継続	環境保全課

4-2 動物生息環境の整備

動物は自然の多い山間部を始め、里地・里山、市街地の緑地等市内全域に生息しています。こういった自然環境は、市民の憩い・安らぎの場としてだけではなく、動物の生息場所として適切な管理が必要です。

森林の間伐等や市街地のまとまった緑の保全、維持等については、事業者や市民活動団体等の協力や参加を促す取組みを進めていきます。

■取組みの状況

人工林の管理	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
間伐面積	278ha	275ha	251ha	227ha

■具体的取組み

項目	現状	今後の展開		担当課
都市部における野鳥等の生息空間の確保	- 平成24年度に生物多様性の地域戦略（生物多様性おかげさ戦略）を策定し、人が自然と共に持続可能な生活を営むことができる地域づくりを推進しています。 - 平成30年度に岡崎市野鳥保護管理指針を策定し、野鳥との共生ができるまちを目指しています。 - 桑谷展望園地野鳥自然ふれあい地区において間伐等の整備を行っています。 「岡崎市緑の基本計画2021」を策定しています。 - 岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例に位置付けた「ふるさとの森」を37箇所選定しています。	生態系ネットワーク、生物多様性おかげさ戦略等関連計画を推進します。	継続	環境保全課
		間伐等の整備を行います。	継続	環境保全課
		計画を推進します。	継続	公園緑地課
		ふるさとの森の存続を奨励していきます。	継続	公園緑地課
里地、里山の適正管理	- おかげさ自然体験の森の維持管理を行っています。 - 事業者や市民活動団体と協力して環境保全活動を行っています。	おかげさ自然体験の森の維持管理を行います。	継続	環境保全課
		事業者や市民活動団体と協力して環境保全活動を行うとともに、環境保全活動に意欲のある事業者や市民活動団体に参加を促します。	拡充	環境保全課

人工林の適正管理	・森林経営管理法に基づき、適切な経営や管理の確保を図る森林経営管理制度による間伐に対して、補助金を交付しています。 ・あいち森と緑づくり事業を活用して、間伐する候補地のとりまとめを実施しています。 ・森林管理システムを活用し、森林の適正な管理を進めています。	・森林経営管理制度を今後も進め森林所有者が市へ預けた森林について、間伐を進めるとともに、森林所有者自ら間伐を実施する場合補助金の交付を行います。	継続	中山間政策課
----------	---	--	----	--------

4-3 野生動物の保護

野生動物等の生息状況は、動植物調査等によって継続的に把握していくことが重要です。

これらの情報を元にして野生動物の保護に取り組むほか、負傷した野生動物を発見した際は、元の生息環境に戻すための加療を行い放獣します。

■ 具体的取組み

項目	現状	今後の展開	継続	担当課
各種調査・計画策定・監視	・岡崎市動植物調査会に委託した調査結果をもとに、令和5年度にレッドデータリストを更新しました。	・岡崎市動植物調査会の調査により動植物の生息状況を把握し、定期的に岡崎市版レッドデータリストを更新します。	継続	環境保全課
	・自然環境監視員、自然環境保全推進員による監視活動を行っています。	・自然環境監視員、自然環境保全推進員による監視活動を継続します。	継続	環境保全課
負傷野生動物の保護	・負傷野生動物について、必要に応じて保護、加療、放獣等を行っています。	・負傷野生動物の保護、加療、放獣について今後も継続して行います。	継続	動物総合センター

4-4 農作物被害の減少対策

野生動物による農作物被害を減らすため、農作物を野生動物の食料としないように、地域の農地全体で侵入を防止する対策が必要です。この対策となる農地への侵入防止柵の設置と防護資材の導入を支援します。

またイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの適正な個体数調整に取り組めます。

■ 取り組みの状況

鳥獣被害対策	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
捕獲檻（基数）	5基	1基	0基	5基
狩猟免許（人数）	7人	14人	15人	8人

主な鳥獣の捕獲数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	1,079	1,273	945	1,153
ニホンジカ	872	899	1,009	969
ニホンザル	25	63	73	49

■ 具体的取り組み

項目	現状	今後の展開		担当課
鳥獣被害対象動物の捕獲及び防除	・岡崎市鳥獣被害対策実施隊を設置し、鳥獣被害対象動物の出没時にモデルガンでの追払いや捕獲等、迅速な対応をしています。 ・岡崎市鳥獣被害防止計画に基づき、猟友会に委託して鳥獣被害対象動物の捕獲をしています。 ・ニホンザル対策に ICT を活用した行動域の調査や大型捕獲檻の設置等を実施しています。 ・鳥獣対策資材及び防護資材の購入に対する補助を実施しています。また岡崎市鳥獣害対策協議会では資材を提供し、侵入防止柵の整備を行っています。	・ ICT（情報通信技術）を用いた捕獲方法を活用するとともに、引き続き適正な個体数調整に取り組めます。	継続	中山間政策課
		・ 大規模侵入防止柵その他、鳥獣害防止資材の設置補助を継続し、鳥獣被害対象動物の農林地への侵入を防ぎます。	継続	中山間政策課

4-5 特定外来生物及び大型動物に対する生活被害の対策

特定外来生物であるアライグマ及びヌートリア並びに外来生物であるハクビシン（以下特定外来生物等という。）は在来種の生態系、農業、生活環境への深刻な被害をもたらしています。これらの特定外来生物等に対する被害等は増加傾向にあり、捕獲・駆除を促進していくことが必要です。

特定外来生物等は市民と連携して捕獲をするため檻の貸出を行い、特定外来生物等の駆除を進めます。これらと併せて、餌となるものを外に置かない等野生動物を引き寄せない対策の周知を図ります。

また全国的にもクマやニホンザル等の大型動物が市街地等に出没し人身被害や生活被害を及ぼす事例が多くなっています。大型動物の出没時の注意喚起をはじめ、人身被害のおそれがある場合には、市関係部局や警察、猟友会と連携して捕獲等対応する必要があります。特にクマについては本市においても警戒を強める必要があると考えられるため、この体制のさらなる強化に努めるとともに、随時対応マニュアル等を見直し迅速に対応できるよう連携強化を図ります。

■ 具体的取組み

項目	現状	今後の展開		担当課
特定外来生物等による被害対策	・アライグマ、ハクビシン、ヌートリアによる生活被害を被っている個人に捕獲檻の貸出を行います。 ・アライグマ、ヌートリア被害防止対策マニュアルに基づき駆除を実施します。	・アライグマ、ハクビシン、ヌートリアによる生活被害を被っている個人に捕獲檻の貸出を行います。	継続	環境保全課 動物総合センター
大型動物による被害対策	・クマ、サル及びイノシシ等が出没した際、大型野生獣等出没危険防止対応マニュアルに沿って対応しています。	・法改正の内容も踏まえ、関係各所と連携体制のさらなる強化を図り、迅速で的確な対応ができるよう現マニュアルを随時見直します。	継続	環境保全課 中山間政策課 動物総合センター

語句説明

愛護動物	動物愛護管理法第 44 条において、次の動物が定められている。 ・犬、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、い えばと及びあひる ・その他、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類 に属するもの
アニマルウェルフェア	日本語では「動物福祉」と訳される。動物の生活とその死に 関わる環境と関連する動物の身体的・心的状態と定義され、 具体的な基準・目標として「5つの自由」が国際的に認知さ れている。 ①飢えや渇きからの自由、②痛み、負傷、病気からの自由、 ③恐怖や抑圧からの自由、④不快からの自由、⑤自然な行動 をする自由
遺伝的能力評価 (ゲノミック評価)	各個体の DNA を検査して型を判定し、そのわずかな違いか ら遺伝的能力を推定する方法で、「どの牛が遺伝的に優れて いるか、どの形質が優れているか等」が極めて早い段階で判 明できる。
犬の登録	狂犬病予防法に基づき、飼い主には、犬を飼い始めてから 30 日以内に市町村長に登録を申請することが義務付けられ ている。(登録すると「鑑札」が交付され、装着が義務付け られている。)登録によって、どの地域に何頭の犬がいるの かを把握することができる。
岡崎市飼い主のいない 猫避妊・去勢手術事業 費補助金	岡崎市内に生息する、飼い主のいない猫の殺処分をなくす ことを目指し、市内在住・在勤の個人、市内に事業所等を有 する法人、動物愛護団体を対象とし、避妊・去勢手術費用の 補助を行う。岡崎市動物愛護寄附金を財源としている。
岡崎市鳥獣害対策協議 会	有害鳥獣による農林産物の被害防止に関する施策について 協議する組織団体。構成員は 12 名で、市、農林業団体、猟 友会、愛知県等の関係団体から成る。平成 22 年度に設置さ れ、金属製大規模侵入防止策の設置、有害鳥獣捕獲業務に関 すること等の活動を実施している。

岡崎市鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣による農林産物の被害防止等のために設置された組織団体。平成 23 年度に設置され、①対象鳥獣の捕獲等、追払い活動に関すること、②鳥獣による住民の生命等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の緊急対処に関すること等の活動を実施している。
岡崎市動物愛護寄附金	犬猫の殺処分をなくすことを目指し、いただいた寄附金を飼い主のいない猫避妊・去勢手術事業補助金、収容動物の医薬材料、子犬子猫のミルク、犬猫のフード、犬猫のトイレ用品の購入費用、愛護動物の適正飼養の普及啓発に使用している。
岡崎市動物の愛護及び管理に関する条例	動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物の適正な取扱いその他動物の愛護及び管理に関する事項を定めることにより、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、人と動物が共生する快適な生活の確保を図ることを目的とした条例である。
岡崎市猫の避妊処置事業	飼い主のいない猫の糞尿でお困りの地域から、地域として地区の代表者からの申請により、TNR 活動（捕獲器等で、野良猫を捕獲し、避妊去勢手術を行い、元の場所に戻す）を地域と協力して実施する事業である。
外来生物	もともとその地域に生息していなかったが、人の活動によって他の地域から入ってきた生物。外来生物により在来生物が減少する等生態系への影響が問題となっている。
家庭動物	愛玩動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう。
環境エンリッチメント	飼養動物が本来備わった習性に基づく行動を発現するように飼養環境を多様に整えることを指す。
狂犬病	狂犬病ウイルスの感染によっておこる病気。犬だけではなく人を含む哺乳類全てに感染し、発病した場合は重い神経症状を伴い、ほぼ 100%死亡するととても恐ろしい病気。全世界で毎年約 59,000 人が狂犬病の感染により亡くなっている。

狂犬病予防注射	狂犬病予防法に基づき、生後 91 日以上の子の飼主は、飼っている子に年に 1 回狂犬病の予防注射を受けさせることが義務付けられている。(予防注射を受けると、「注射済票」が交付され、装着が義務付けられている。) 子への予防注射によって、子が狂犬病に感染することを予防し、ひいては人への感染拡大を防ぐことができる。
産業動物	産業等の利用に供するため、飼養し、又は保管している哺乳類及び鳥類に属する動物のこと。一般的に家畜・家禽と呼ばれ、牛・豚・馬・ヒツジ・ヤギ・鶏等が知られている。
自然環境保護区	生態系や地形・地質・水源等を保全・涵養するために設けられる区域をいう。
自然保護監視員	保護区における野生動植物並びに市内における指定希少種及び移入種の生息又は生育状況の監視並びに指定希少種の捕獲等及び指定移入種の放逐等の違反行為の監視、報告及び違反者に対する指導を行う者をいう。
所有者明示（個体識別）措置	動物の所有者が、その所有する動物が自分の動物であることを明らかにするための措置。飼主の責任の所在を明らかにすることによって、動物の迷子や遺棄等を防止することを目的としている。具体的には、所有者の氏名及び電話番号等の連絡先を記した首輪、名札、鑑札・狂犬病予防注射済票、マイクロチップ等を装着することをいう。
水源涵養林	雨水を吸収して水源の枯渇を防ぎ、水流が一時に河川に集中して洪水を起こすことを防ぐ河川上流域の森林をいう。
生息域外保全	絶滅危惧種をまもるため、安全な施設に生きものを保護して、それらを増やすことにより絶滅を回避する方法をいう。
動物行政調整会議	多部局に渡る動物に関する事務を協議する会議。構成員は動物総合センター所長、環境保全課長、農務課長、中山間政策課長、公園緑地課長から成る。

動物取扱業

動物取扱業は、ペットショップやペットホテル等営利性がある第一種動物取扱業、動物保護施設等営利性がない業で、飼養施設を有し、一定頭数以上の動物を取り扱う第二種動物取扱業に分けられる。動物愛護管理法に基づき第一種動物取扱業を営もうとする者は、保健所長の登録を受けなければならない、事業所ごとに動物取扱責任者の選任義務がある。第二種動物取扱業を営もうとする者は、あらかじめ保健所長への届出が必要である。第一種動物取扱業には次の7業種がある。第二種動物取扱業は、動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示の5業種である。

販売 動物の小売や卸売りやそれらを目的に繁殖や輸出入を行う業（取次ぎや代理を含む。）。
ペットショップ、ブリーダー、インターネット等による通信販売等

保管 保管を目的として顧客の動物を預かる業。
ペットホテル、ペットシッター等

貸出し 愛がん、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業。
ペットレンタル業者、動物派遣業者等

訓練 顧客の動物を預かり訓練を行う業。
動物の訓練・調教業者等

展示 動物を見せる業（動物とのふれあいの提供を含む。）。
動物園、水族館、移動動物園、動物サーカス等

競りあっせん 動物売買をしようとする者のあっせんで、会場をもうけて競りの方法により行う業。
動物オークション市場等

譲受飼養業 有償で動物を譲り受けてその飼養を行う業。
老犬・老猫ホーム等

動物の愛護及び管理に関する法律 (動物愛護管理法)

動物の愛護と適正な管理に関する事項を定めて、人と動物の共生する社会の実現を目的とした法律。動物の飼い主責任、動物取扱業の規制、周辺生活環境の保全、特定動物の飼養規制等について規定している。

動物の遺棄

動物を捨てること。動物愛護管理法で禁止されており、罰則（一年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金）が規定されている。

特定動物	トラ、ニホンザル、タカ、ワニ、マムシ等、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として動物愛護管理法施行令で定められた動物のこと。約 650 種が選定されており、特定動物の飼養又は保管を行おうとする者は、保健所長の許可が必要。愛玩目的での飼養はできない。
なかよし教室	幼少時から動物愛護思想を涵養することを目的とし、平成 25 年度から市立保育園・市立こども園年長児に対して開催している。犬との接し方や動物へのエサやりを通じた命の尊さを学ぶ教室を行っている。
ふるさとの森	「岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例」に基づく景観資産のうち、良好な景観形成に特に寄与すると認められるものを、「ふるさと景観資産」として選定し、保全・活用の取組みを支援していくもの。市街化区域内の 500 平方メートル以上の樹林で、自然環境や景観上優れているものが対象で、所有者と市が協力してその樹林を長期にわたり大切に保存していく。
マイクロチップ	動物の個体識別措置等を目的とした電子標識器具のこと。直径約 1.4 mm×長さ約 8.2 mm の円筒形のガラスカプセルで、中に封入されている IC チップに、15 桁の固有番号が書き込まれている。動物の皮下に装着し、専用の読み取り機（リーダー）でその番号を読み取る。
マイクロチップ登録	動物愛護管理法において、ブリーダーやペットショップ等は、犬や猫を販売する前にマイクロチップを装着・登録することが義務付けられている。マイクロチップが装着・登録された犬や猫を購入した飼い主は、所有者の情報を自分の情報に変更する。
マイクロチップ特例制度	動物愛護管理法第 39 条の 7 に基づく「狂犬病予防法の特例制度」のこと。特例制度に参加すると、マイクロチップを装着した犬について、環境大臣の指定を受けた指定登録機関を通じて登録すると、犬の登録の申請等があったとみなされるとともに、装着されているマイクロチップが犬の鑑札とみなされることになる。

ASF (アフリカ豚熱)	アフリカ豚熱ウイルスが豚やイノシシに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病。家畜伝染病予防法の中で家畜伝染病に指定されている。
BSE (牛海綿状脳症)	牛の病気の一つで、BSE プリオンと呼ばれる病原体に牛が感染した場合、牛の脳組織がスポンジ状になり、異常行動、運動失調等を示し、死亡するとされる。家畜伝染病予防法の中で家畜伝染病に指定されている。
CSF (豚熱)	豚熱ウイルスにより起こる豚、イノシシの熱性伝染病で、強い感染力と高い致死率が特徴。家畜伝染病予防法の中で家畜伝染病に指定されている。
GAP (農業生産工程管理)	Good Agricultural Practiceの頭文字をとった言葉で、直訳すると「よい農業のやり方」という意味。農産物を作る際に適正な手順やモノの管理を行い、食品安全や労働安全、環境保全等を確保する取組。作業手順の標準化や効率化が図れ、さらに安全性が確保され、その結果としてよい農産物を作り出すことができるようになる。
HACCP (危害分析及び重要管理点)	最終製品の抜き取り検査で安全性を保証する方式でなく、技術的・科学的な根拠に基づいて連続的に管理状態をモニターし、製造ロット内のすべての製品を保証しようとするもので、原料の入荷から製造・出荷までのすべての工程において、あらかじめ危害を予測し、その危害を防止（予防、消滅、許容レベルまでの減少）するための重要管理点（CCP）を特定して、そのポイントを継続的に監視・記録（モニタリング）し、異常が認められたらすぐに対策を取り解決するので、不良製品の出荷を未然に防ぐことができるシステムのこと。
JAZA（公益社団法人 日本動物園水族館協会）	Japanese Association of Zoos and Aquariums の頭文字をとった言葉。日本の動物園、水族館で構成されている公益法人。教育活動の充実や動物福祉の邁進、希少動物の保護繁殖等を目的に掲げている。東公園動物園は平成 11 年度より加盟している。

JAZA アニマルウェルフェア基準	JAZA が定める、動物園や水族館が動物福祉を向上させるために遵守すべき基準。WAZA（世界動物園水族館協会 World Association of Zoos and Aquariums）が掲げる「動物福祉戦略」の中で掲げる5つの領域モデル（栄養、環境、身体の健康、行動、精神）を基に動物福祉の望ましいあり方を定めるもの。
JAZA 将来構想 2025	JAZA の新たな方針として、国内の動物園・水族館が今後10年間程度で取組む活動の方向性を示すもの。この構想に基づき、地球と生きもののより良い未来のために国内の動物園水族館が関係者と共に行動するよう取組んでいく。
SFTS （重症熱性血小板減少症）	Severe Fever with Thrombocytopenia Syndrome の略称。主に SFTS ウイルスを保有しているマダニに刺されることにより感染するダニ媒介感染症。感染症法では四類感染症に位置付けられている。
TPP （環太平洋パートナーシップ協定、環太平洋経済連携協定）	Trans-Pacific Partnership の略称。太平洋周辺参加国間でモノやサービス、投資等の貿易を自由化するための広域型の経済連携協定をいう。

岡崎市動物行政推進計画

～人と動物が共生したより良い社会を目指して～

令和３年４月策定（令和８年４月改定）

岡崎市動物総合センター 〒444-0011 岡崎市欠町字大山田 1 番地

TEL (0564) 27-0444／FAX (0564) 27-0422

E-mail : animo@city.okazaki.lg.jp